

船橋市小・中学校児童生徒国語力向上推進要項

1 目的

市内小・中学校児童生徒の国語力に関する課題を把握し、国語教育の充実と児童生徒の国語力の向上を図る。

2 国語力向上推進に係る事業(教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画)

2-2-1 [国語教育の充実]

事務事業名 国語力向上推進
学校図書活用推進事業

3 推進にかかる取組内容

- (1) 市内小・中学校児童生徒の国語力に関する課題を把握する。
- (2) 市内小・中学校児童生徒の国語力向上を図るための具体策を立案する。
- (3) 国語力向上の具体策を資料化し、各学校に提供する。
- (4) 推進内容及び方法について検討する。

4 推進の方法

- (1) 国語力向上推進委員会を設け、効果的な推進を図る。
 - ① 本会は、学校教育部長、指導課長、指導課国語担当指導主事、小・中学校の校長、教頭のうち1名以上、市内小中学校教諭及び正規学校司書等をもって組織する。
 - ② 本会は、会長1名、副会長2名、事務局長1名を置く。
 - ・会長は、会を代表し、会務を総括する。
 - ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたときはその代理をする。
 - ・事務局長は、立案調整にあたる。
 - ③ 会長は学校教育部長、副会長は小・中学校長、教頭のうち1名以上、事務局長は指導課長とする。
 - ④ 事務局は指導課に置き、事務局員は国語担当指導主事とする。
- (2) 本要項の目的達成及び推進に係る資料収集については、必要に応じて小・中学校に協力を依頼する。
- (3) 国語力向上の具体策について、必要に応じて、国語力向上推進協力員(校)を設ける。協力員は市内小・中学校教諭等とし、該当者所属の学校に依頼する。

付 則

この要項は、平成27年7月15日から施行する。

この要項は、平成29年5月11日から施行する。